

○函館工業高等専門学校体育施設使用許可規程

昭和42年5月15日

制定

函館工業高等専門学校体育施設使用許可規程

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)の体育施設の使用許可の基準を規定し、本校における体育施設の管理を適正、かつ、円滑化することを目的とする。

2 この規程は、体育施設が学校の行事並びに「スポーツ科学」の教課の授業以外の目的に使用される場合に限り適用される。

3 この規程による使用は、原則として前項の行事並びに授業に支障をきたさない限り許可される。

(施設の範囲)

第2条 この規程の体育施設とは、次の掲げる施設をいう。

- 一 第一体育館
- 二 第二体育館
- 三 武道場
- 四 総合グラウンド
- 五 野球場
- 六 庭球コート
- 七 アーチェリー場
- 八 その他これに付属した施設及び本校が指定した施設

(使用の主体及び用途)

第3条 前条の施設の使用の主体及び用途は、次のとおりとする。

- 一 学生が教課内特別教育活動として行う体育活動又は行事
- 二 学生が教課外に行う体育活動又は行事
- 三 教職員が行う体育活動又は行事
- 四 その他校長が適当と認めた活動又は行事

(部外者の使用)

第4条 前条各号のうち、使用の主体が本校の学生又は教職員でない者の使用については学校の行事並びに教課の授業又は前条第一号から第三号に支障をきたさない限りにおいて、函館工業高等専門学校不動産管理規則(平成20年函高専達第15号。以下「不動産管理

規則」という。)第7条に基づき使用を許可することができる。この場合の使用に関する事項は不動産管理規則のとおりとする。

(許可願)

第5条 この規程により施設の使用を希望する者は、別に定める様式により校長に願いを提出し、その許可を得なくてはならない。

2 前項の願いは、前条の場合を除き、使用当日の正午までに学生課学生係に提出されるものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消すものとし、この場合使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)においていかなる損害を生じても本校は賠償の責を負わない。

- 一 使用を許可されたときの条件を履行しないとき。
- 二 使用目的を無断で変更したとき。
- 三 公益を害し、又は風俗をみだす恐れがあると認められるとき。

(災害の予防)

第7条 使用者は、災害の予防についての注意を怠ってはならない。

(弁償の義務)

第8条 使用者は、使用にあたって施設をき損した場合、本校の指示に従い弁償又は原状に回復する義務を負わなければならない。

(使用後の報告)

第9条 使用者は、使用終了後すみやかに清掃整理(建物使用の場合には更に火気点検及び戸締り)を行い、本校の学生課学生係又は警備員に使用を終了したことを報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和42年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和43年8月2日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
この規程の施行により、函館工業高等専門学校体育施設使用内規は、廃止する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第16号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和5年2月16日函高専達第13号)

この規程は、令和5年2月16日から施行する。